

戸田市文化会館文化団体等自主文化事業支援共催事業

細 則

1. 市外の対象団体等

第2条 対象団体等（3）のうち公の機関等とは、官公庁の所管する公共施設または民間ギャラリー・マスコミ及びそれに準ずる公共性のある機関をいう。

2. 複数団体の共同利用

同時に共同利用できる団体数は、原則4団体までとする。

3. 利用料

市外利用者の展示室施設利用料金は、規定利用料金の50%に相当する額を加算したのちに75%を減額した額とする。

4. 営利利用の制限

展示する作品の売買及び売買を目的とした宣伝行為は、一切できません。また、チャリティの名目であっても同様とする。

5. 適用範囲

いわゆる芸術作品として認められる作品を展示する事業においてのみ適用する。

6. 非適要用範囲

次に掲げる内容については、適用外とする。

- 1) 音楽・舞踊・講演会等またはこれらに類するもの
- 2) 裸火・飲食物・液体等（水・油等を主としたもの）を使用する作品
- 3) 騒音・悪臭等が発生するまたはおそれのある作品
- 4) 建物（展示室）の構造上不適切（重量・大きさ）と判断される作品
- 5) 公序良俗に反する作品（猥褻・反社会的なもの）
- 6) 政治及び宗教活動と判断されるもの
- 7) その他客観的にふさわしくないと判断される作品

7. 主な展示内容例

- 1) 芸術6部門 日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真
- 2) その他
アートフラワー・生け花・ペーパークラフト・服飾・その他客観的に芸術作品と判断される作品

8. 提出書類の整備

収支予算（決算）書を作成する場合の留意点

1) 収入の部について

□計上する内容

- ①展示室利用料金を出品者で頭割りし、負担する場合等
＝1人単価×人数分
- ②事業開催にあたり、関係者よりの祝い金・寸志等の現金収入
- ③自治体及び公共機関等の文化助成金制度等を利用した場合
- ④関係団体からの補助金等がある場合
- ⑤その他の現金収入 注) 展示物の売買・宣伝は、一切不許可

□計上しなくてもよい内容

- ①社会通念上、儀礼の範囲で贈られた物品等（花・お茶菓子類）

2) 支出の部について

□計上する内容

当該展示事業にかかった経費のすべて

賃金・報償費・旅費・消耗品費・食糧費・印刷製本費・燃料費
通信運搬費・手数料・広告料・利用料及び賃借料・委託費・公課費等

9. 印刷物

当該事業のポスター・チラシ・案内状を作成する場合は、必ず

【戸田市文化会館文化団体等自主文化事業支援共催事業】

と明記してください。